

前払金の限度額の撤廃、業務委託に係る前払金制度の導入
及び中間前払金制度の導入について

平成 31 年 3 月

川 越 町

町が発注する工事等に係る前払金制度について、平成 31 年 4 月 1 日より下記のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

記

1. 前払金の限度額の撤廃について

平成 31 年 4 月 1 日発注の工事より前払金の限度額を撤廃します。

※前払金の割合については、変更はありません。

2. 業務委託に係る前払金制度の導入について

契約金額が 300 万円以上の土木建築に関する工事の測量、設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造に対し、前払金制度を導入します。前払金の支払い対象となる業務については、事前に通知します。

なお、前払金の割合については、契約金額の 10 分の 3 以内となります。

3. 中間前払金制度の導入について

(1) 概要

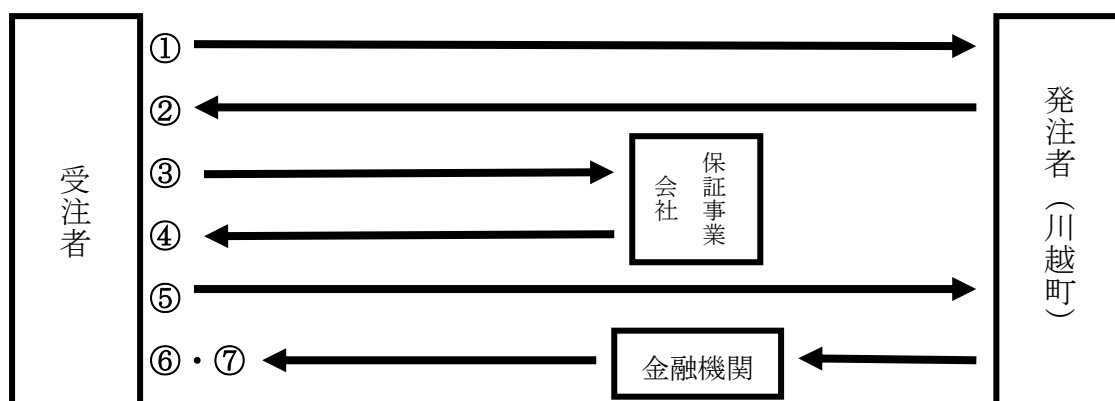
公共工事に要する経費のうち、当該経費の 10 分の 4 を超えない範囲内で既にした前払金に加えて、追加的に当該経費の 10 分の 2 を超えない範囲で前払金の支払をすることができる仕組みを言います。

(2) 支払要件

中間前払金の支払を受けるには以下の 3 つの要件を満たしている必要があります。

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(3) 中間前払金の請求の流れについて



① 認定の請求

受注者は、中間前払金を請求しようとするときは、あらかじめ中間前払認定請求書に工事履行状況報告書を添付して発注者に提出し、中間前払に関する認定の請求をします。

② 認定調書の交付

発注者は、提出された中間前払認定請求書の内容について審査を行い、認定要件を満たしている場合は、受注者に対して中間前払認定調書を交付します。

③ 保証契約の申込み

受注者は、保証事業会社に対して、発注者から交付された中間前払認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをします。

④ 保証証書の発行

保証事業会社と保証契約を締結することにより中間前払金保証に係る保証証書が受注者に発行されます。

⑤ 中間前払金の請求

受注者は、請求書に保証証書（原本）を添付して発注者に提出します。

⑥ 中間前払金の支払い

発注者は、受注者の指定する口座へ中間前払金を振り込みます。

⑦ 払出し

受注者は、中間前払金が振り込まれた金融機関に払出しを請求し、金融機関が保証事業会社との委託契約に基づき受注者へ中間前払金を支払います。

(4) その他

詳しい取扱いについては、『川越町前払金取扱要領』（川越町 HP 入札情報に掲載）をご覧ください。